

一般会計等における注記表

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得価額
- ② 無形固定資産……………取得価額

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 無形固定資産………定額法
ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

② 退職手当引当金(退職手当支給準備金)

退職手当事業における退職手当引当金については、年度末時点の全構成団体の持分相当額から、市町総合事務組合の持分相当額を控除した額を計上しております。

公務災害事業における退職手当引当金については、期末自己都合要支給額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のファイナンス・リース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50万円（美術品は 300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当の事象はありません。

4 偶発債務

該当の事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 地方自治法第 235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き104段落のとおり、以下のものとする。

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、令和5年度予算において、財産収入として措置されている公共資産。

イ 内訳

該当なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 144,705,938円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	4,170,836,916円	4,029,178,207円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0円	0円
繰越金に伴う差額	△288,061,198円	0円
内部相殺に伴う差額	△1,230,600円	△1,230,600円
返還金に伴う差額	0円	0円
資金収支計算書	3,881,545,118円	4,027,947,607円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	144,705,938円
賞与等引当金の増加	△39,356円
退職手当引当金の増加	△274,696,110円
その他固定資産の減少	△1,683,348円
純資産変動計算書の本年度差額	△131,712,876円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	規定なし
一時借入金に係る利子額	0円